

応募にかかる誓約書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(所在地)

(法人名称)

(代表者名)

大阪市生活支援型食事サービス事業の応募にあたり、受託企画書をはじめとする申請書類及び下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業を実施する事業所毎に食品衛生法第 55 条又は改正前の用法第 52 条に定める弁当の製造可能な営業許可を受けていること。
- 2 申請日時点において、市内において高齢者向けの個別配食業務の実績を 6 カ月以上有すること。
- 3 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、申請時前 3 箇年以内に受けていないこと。
- 4 本事業の趣旨・目的に沿って、安全面・衛生面・栄養面等に配慮された食事の提供ができるとともに、配食時に安否確認を行い適切な対応がとれること。
- 5 大阪市生活支援型食事サービス事業実施要綱及び大阪市生活支援型食事サービス事業委託事業者選定基準に示す業務を実施する要件を具備していること。
- 6 食中毒等事故が発生した場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。
- 7 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- 8 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- 9 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- 10 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。または同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- 11 役員等（その事業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ・公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- 12 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者でないこと。
- 13 宗教活動や政治活動を目的とした法人等でないこと。